

## 宮城県公報

宮 城 県  
行 政 部 長 官 室  
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区  
本 町 三 丁 目 八 番 一 号  
電 話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(子ども・家庭支援課)

一

○特定計量器の定期検査の実施

(産業立地推進課)

八

○県営土地改良計画の縦覧(二件)

(農村整備課)

八

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

(水産業振興課)

九

○建築士免許の取消し

(建築宅地課)

九

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(事業管理課)

一一

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

一三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(契約課)

一三

## 選挙管理委員会

○政治団体の届出

一五

○政治団体の届出事項の異動届

一五

○政治団体の解散届

一六

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分)

一六

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分)

一六

## 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十一号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和五十九年宮城県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項各号列記以外の部分中「第十三条第一項の規定により置く」を「第十三条第二項の」に改め、「各児童相談所につき」を削り、「第一号に掲げる数と第二号に掲げる数と」を「次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号に掲げる数」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次号及び第三号に掲げる業務以外の業務 イ及びロに掲げる数を合計した数

イ 各児童相談所の管轄区域における人口(最近の国勢調査の結果によるものとする。ロ(2)において同じ。)を三万で除して得た数(その数に二に満たない端数があるときは、これを二に切り上げる。)を合計した数

ロ 各児童相談所につき、(1)に掲げる件数から(2)に掲げる件数を控除して得た件数(その件数が零を下回る場合は、零とする。)を四十で除して得た数(その数に二に満たない端数があるときは、これを二に切り上げる。)を合計した数

(1) 当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待をいう。)に係る相談に応じた件数

(2) 省令第五条の二の二に規定する件数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数

二 法第十一条第一項第二号トに規定する里親に関する業務 児童相談所の数

三 法第十一条第一項第一号の規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、法第十四条第二項の規定による担当区域内の児童に関する状況の通知及び意見の申出その他児童相談所の管轄区域内における関係機関との連絡調整 県の区域内の市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。)の数を三十で除して得た数(その数に二に満たない端数があるときは、これを二に切り上げる。)

第一条の二第二項中「第十三条第五項」を「第十三条第七項」に改め、同条を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

(心理に関する指導をつかさどる所員の数)

第一条の二 法第十二条の三第七項の指導をつかさどる所員の数は、次条第一項第一号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として同号に定める数を二で除して得た数(その数に二に満たない端数があるときは、これを二に切り上げる。)

るときは、これを「に切り上げる。」以上の数とする。

第五条の三中「第三十三条の六第二項」を「第三十三条の六第二項」に改める。

第八条第一項中「年一回」を「年一回以上」に改める。

第十条第一項中「及び法第二十一条の五の措置を採つた場合において法第五十六条第四項の規定により納入義務者に対して支払を命ずる費用の額」を削り、「同条第二項中「第二十七条第一項第三号」の下に「若しくは第二項」を加え、「及び別表第二」を「別表第二及び別表第三」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第10条関係)

徴収基準額表 (扶養義務者用 (自立援助ホーム (法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う住居をいう。以下同じ。) にあつては、措置児童用))

階層区分	定義	児童入所施設 徴収金基準額(月額)	自立援助ホーム及び母子生活支援施設 徴収金基準額(月額)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度が(4月から6月までの月に徴収額の決定を行う場合は、前年度分。以下この表において同じ。)の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C	A階層を除き当該年度分市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯(所得割の額のない世帯)	4,500円	2,200円
D <sub>1</sub>	A階層及びC階層を除き当該年度分市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600円
		9,001円から27,000円まで	9,000円
D <sub>2</sub>			4,500円
D <sub>3</sub>		13,500円	6,700円
D <sub>4</sub>		18,700円	9,300円

D <sub>5</sub>	93,001円から177,300円まで	29,000円	14,500円
D <sub>6</sub>	177,301円から258,100円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600円
D <sub>7</sub>	258,101円から348,100円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその措置児童及び入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、措置児童又は入所世帯について、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D <sub>8</sub>	348,101円から456,100円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその措置児童及び入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、措置児童又は入所世帯について、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D <sub>9</sub>	456,101円から583,200円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が	その月のその措置児童及び入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただ

D <sub>10</sub>		583,201円から704,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるとときは102,900円とする。)	その月のその措置児童及び入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、措置児童又は入所世帯について、その額が51,400円を超えるとときは51,400円とする。)					
D <sub>11</sub>		704,001円から852,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるとときは122,500円とする。)	その月のその措置児童及び入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、措置児童又は入所世帯について、その額が61,200円を超えるとときは61,200円とする。)					
D <sub>12</sub>		852,001円から1,044,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるとときは143,800円とする。)	その月のその措置児童及び入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、措置児童又は入所世帯について、その額が71,900円を超えるとときは71,900円とする。)					
D <sub>13</sub>		1,044,001円から1,225,500円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるとときは166,600円とする。)	その月のその措置児童及び入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、措置児童又は入所世帯について、その額が83,300円を超えるとときは83,300円とする。)					
D <sub>14</sub>		1,225,501円から1,426,500円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるとときは191,200円とする。)	その月のその措置児童及び入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、措置児童又は入所世帯について、その額が95,600円を超えるとときは95,600円とする。)					
D <sub>15</sub>		1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収					
備考	<p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって再計算しないものとする。</p> <p>ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないよう、平成</p>								

23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じるものとする。

3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなして、所得割の額を算定するものとする。

4 この表の「児童入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う住居をいう。以下同じ。）及び里親をいう。

5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 単身世帯（扶養義務者のいない世帯をいう。自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）

(2) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているもの世帯をいう。）

(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスマスに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯（次のイからニまでに掲げる児（者）を有する世帯をいう。）

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

ロ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ハ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) その他の世帯（保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特待に附している」と法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯をいう。）

6 同一世帯から2人以上の措置児童等が入所している場合には、その月の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その月の徴収金基準額に0.1を乗じた額をもってその措置児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障

害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額 + 児童入所施設に係る徴収金基準額 × 0.1 ×（当該世帯における施設入所児童の人数 - 1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002合厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設に通所する場合における当該通所に係る徴収金基準額は0円とする。

8 助産施設における助産の実施については、次のとおりとする。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であつても差し支えない。

ロ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者であつて、その社会保険において出産育児一時金その他の出産に関して受けることができる給付（医学的管理の下における出産について、特定出産事故が発生した場合において、出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生した者等に対して30,000,000円以上の補償金を支払うものをいう。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置が講じられている場合において、その保険契約に係る保険料に相当する額として支払われるものを除く。以下「出産一時金」という。）の額が408,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額に、B階層にあつては20%を、C階層にあつては30%を、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%を、それぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る徴収金基準額とみなす。

別表第一や別表第三より、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第10条関係）

徴収金基準額表（扶養義務者用）

階層区分	各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	定義	障害児入所施設	
			徴収金基準額（月額）	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円	
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月に徴収額の決定を行う場合は、前年度分。以下この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯		2,200円	
C	A階層を除き当該年度分市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）		4,500円	
D <sub>1</sub>	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	12,000円以下	6,600円	
		12,001円から30,000円まで	9,000円	
		30,001円から60,000円まで	13,500円	
		60,001円から96,000円まで	18,700円	
D <sub>5</sub>		96,001円から189,000円まで	29,000円	
D <sub>6</sub>		189,000円から277,000円まで		その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が1,200円を超える

D <sub>7</sub>		277,001円から348,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）
D <sub>8</sub>		348,001円から465,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。）
D <sub>9</sub>		465,001円から594,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。）
D <sub>10</sub>		594,001円から716,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。）
D <sub>11</sub>		716,001円から864,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。）
D <sub>12</sub>		864,001円から1,056,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。）
D <sub>13</sub>		1,056,001円から1,238,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その

D14	1,238,001円から1,439,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)
D15	1,439,001円以上	全額徴収
備考	<p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1～D15階層における「所得割の額」とは、同第2項に規定する所得割の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得税の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 所得割の額の算出方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。</p> <p>(2) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)が規定するときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>(3) 当該扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>3 この表の「障害児入所施設」とは、指定障害児入所施設及び指定発達支援医療機関(人所に限る。)をいう。</p> <p>障害児入所施設において、入所者の年齢が20歳以上の場合には、この表にかかわらず、(1)当分の間、徴収金基準額(D15階層を除く。)に2分の1を乗じて得た額(100円未満切捨て)を徴収金基準額とし、(2)B階層に属する世帯の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 単身世帯(扶養義務者のいない世帯をいう。)</p> <p>(2) 母子世帯等(母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は同条第2項に規定する配偶者のない男子</p>	
<p>であって、民法第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯をいう。)</p> <p>(3) 在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第4条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の受給者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに限る。))又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯(次のイからニまでに掲げる児(者)を有する世帯をいう。)</p> <p>イ 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>ロ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ハ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者</p> <p>ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>(4) その他の世帯(保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困難していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯をいう。)</p> <p>5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施設の基準額に0.1を乗じた額をもってその措置児童等の基準額とする。</p> <p>6 措置児童等が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第50条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。</p> <p>ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。</p> <p>7 6の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。</p>		
<p>様式第11号中</p>		

個人番号		個人番号	
------	--	------	--

を

個人番号		個人番号	
情報提供ネットワークシステムを利用した税情報連携		同意する	同意しない

に

「1 所得税等の関係証明書を必ず添付してください。」や

「1 課税証明書等の関係書類を必ず添付してください。」

※「情報提供ネットワークシステムを利用した税情報連携」に同意する場合は、課税証明書の添付を省略 ②③④⑤⑥  
できます。

様式第四号及び様式第四号の二中

「2 申込書に徴収額決定のために必要な事項に関する書類（課税証明書等）を添付してください。」や

「2 申込書に徴収額決定のために必要な事項に関する書類（課税証明書等）を添付してください。」

※「情報提供ネットワークシステムを利用した税情報連携」に同意する場合は、「課税証明書」の添付を省略できます。

②③④⑤⑥

様式第五号の四中「第33条の6第1項」や「第33条の6第2項」②③④⑤⑥

居住地		電話番号（	
ふりがな		生年月日	

を

居住地		電話番号（	
ふりがな		生年月日	

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、令和四年七月分の費用の徴収額から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の児童福祉法施行細則（以下「新規則」という。）第一条の二の規定の適用については、同条中「二で除して」

とあるのは、「三で除して」とする。

3 新規別表第一の規定は、令和四年七月一日以後に開始された助産の実施、母子保護の実施、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号に規定する措置（障害児入所施設に入所させる措置を除く。）及び児童自立生活援助の実施（以下この項において「措置等」という。）並びに同日において現に行われている措置等のうち同日以後の期間に対応する分に係る徴収額について適用し、当該措置等のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に終了した措置等に

係る徴収額については、なお従前の例による。この場合において、令和元年七月一日において現に行われている措置等のうち同日以後の期間に対応する分に係る徴収額は、新規別表第一により算出した場合における徴収額とこの規則による改正前の児童福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）別表第一により算出した場合における徴収額とを比較していずれか少ない額とする。

4 新規別表第二及び別表第三の規定は、令和四年七月一日以後に開始された児童福祉法第二十七条第一項第三号に規定する措置（障害児入所施設に入所させる措置に限る。）及び同条第二項に規定する措置（以下この項においてこれらを「措置」という。）並びに同日において現に行われている措置のうち同日以後の期間に対応する分に係る徴収額については、なお従前の例による。この期間に対応する分及び同日前に終了した措置に係る徴収額については、なお従前の例による。この場合において、令和元年六月一日において現に行われている措置のうち同日以後の期間に対応する分に係る徴収額は、新規別表第二により算出した場合における徴収額と旧規則別表第一により算出した場合における徴収額とを比較していずれか少ない額とする。

### 告 示

#### ○宮城県告示第五百八十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和四年十月三日	白石市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	白石市役所正面駐車車庫
同 十月四日	白石市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	白石市役所正面駐車車庫
同 十月十一日	名取市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	名取市役所東側駐車場
同 十月十二日	名取市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	名取市役所東側駐車場
同 十月十八日	亶理町 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	亶理町役場一階多目的スペース
同 十月十九日	亶理町 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	亶理町役場一階多目的スペース

同 十月二十五日	岩 沼 市	中 央	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	岩沼市勤労者活動センター
同 十月二十六日	岩 沼 市	玉 浦 ・ 西 部	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	岩沼市勤労者活動センター

#### ○宮城県告示第五百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業岩沼北部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

#### 一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

#### 二 縦覧期間

令和四年八月二十二日から令和四年九月二十日まで

#### 三 縦覧場所

岩沼市役所

#### ○宮城県告示第五百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業西矢本地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年八月十九日



宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年八月二十二日から令和四年九月二十日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第五百八十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、浦戸東部加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和四年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百八十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和四年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和四年八月八日	高橋 博康	二級建築士	第四千三百二十	建築士法第九条第一項
令和四年八月八日	佐藤 幸夫	二級建築士	第四千二百四十 六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	星 誠	二級建築士	第四千五百五十二 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	櫻井 久哉	二級建築士	第四千二百二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	安原 徹	二級建築士	第四千四百十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	佐藤 忠孝	二級建築士	第三千九百七十 三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	中川 正己	二級建築士	第三千九百十三 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	森山 道雄	二級建築士	第三千八百二十 六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	氏 名	一級建築士、二 級建築士の別	登録番号	免許取消しの理由

令和四年八月八日	大内 紀一	二級建築士	第四千三百八十 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	相澤 甲佐	二級建築士	第四千四百三十 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	山田 耕	二級建築士	第五千八百号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	嵯峨 孝悦	二級建築士	第五千二百十八 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	千葉 静雄	二級建築士	第五千二百四十 二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	神子田 次 男	二級建築士	第五千四百七十 八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	齋藤 弘行	二級建築士	第五千七百六十 七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	只木 良昭	二級建築士	第五千八百六十 三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	曾根 敏男	二級建築士	第五千八百六十 四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	安藤 善實	二級建築士	第五千八百六十 五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	佐藤 金藏	二級建築士	第五千八百八十 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	佐々木 博 康	二級建築士	第五千九百二十 九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	村上 哲男	二級建築士	第五千九百四十 七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	佐々木 司 夫	二級建築士	第五千九百八十 四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	安達 孝造	二級建築士	第六千六百九十 九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	南條 澄夫	二級建築士	第七千三百三十 四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	渡邊 勝喜	二級建築士	第七千五百八十 八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	歌書 義雄	二級建築士	第七千六百三十 三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	齋藤 俊彦	二級建築士	第七千九百十七 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年八月八日	佐藤 悠晴	二級建築士	第七千九百六十 九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

令和四年八月八日	小野 捷一	二級建築士	第六千九百五十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	一丸 信正	二級建築士	第五千四百四十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	渡邊 長晴	二級建築士	第五千二百八十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	尾形 浩一	二級建築士	第五千九百九十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	長友 和子	二級建築士	第四千八百七十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	百瀬 幸一	二級建築士	第四千六百三十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	熊澤 安信	二級建築士	第四千二百二十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	塗木 満治	二級建築士	第四千二百二十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	佐藤 洋一	二級建築士	第四千九十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	及川 勝	二級建築士	第四千七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	高橋 富夫	二級建築士	第三千六百三十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	加藤 信一	二級建築士	第一万二千七百四十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	渡邊 義照	二級建築士	第一万七千七百七十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	檜崎 勝雄	二級建築士	第一万七千七百四十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	狩野 徳男	二級建築士	第一万七百四十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	青野 正昭	二級建築士	第一万三百八十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	佐藤 京子	二級建築士	第九千七十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	高橋 敏隆	二級建築士	第八千七百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	白出 賢吉	二級建築士	第八千六百六十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	福田 幸男	二級建築士	第八千五百四十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和四年八月八日	菅原 光子	二級建築士	第一万三千六百四十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	小野寺 正	二級建築士	第一万二千百六十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	郡山 靖郎	二級建築士	第一万一千六百八十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	武山 松義	二級建築士	第九千八百八十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	吉田 善之	二級建築士	第九千五百五十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	鈴木 博	二級建築士	第八千八百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	谷口 正紀	二級建築士	第八千七百五十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	阿部 玄治	二級建築士	第八千三百二十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	谷口 猛	二級建築士	第八千二百二十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	石堂 昭一	二級建築士	第八千六百六十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	松野 敏美	二級建築士	第八千十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	伊藤 堯	二級建築士	第四千五百九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	小野寺 剛	二級建築士	第七千九百二十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	小川 勝征	二級建築士	第七千五百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	鎌田 忠雄	二級建築士	第七千三百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	藤原 博	二級建築士	第六千八百五十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	大槻 高義	二級建築士	第六千六百二十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	松田 武彌	二級建築士	第六千四百八十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	及川 久也	二級建築士	第六千二百六十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年八月八日	曾根 昭夫	二級建築士	第五千九百八十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

公 告

令和四年八月八日	相澤 歳男	二級建築士	第千三百九十七号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため
令和四年八月八日	渋谷 修治	二級建築士	第一万八千八百六十四号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため
令和四年八月八日	半澤 学	二級建築士	第一万六千七百七十七号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県工事積算総合システム運用機器賃貸借、導入設定及び保守業務一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 契約期間 契約締結の日から令和十年三月三十一日まで
- 4 賃貸借期間 令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで
- 5 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政舎 外

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、下記の要件をすべて満たし、宮城県知事の一般競争入札参加資格審査を受けなければならない。

- 1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に記載されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。  
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）（第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和四年八月二十六日（金）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

- 1 郵送又は持参による入札書の提出場所及び問合せ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県土木部事業管理課工事管理班（担当 勝浦 秀 電話〇二二一二一一三二八六）

2 一般競争入札参加資格審査

- (一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年九月二日（金）から令和四年九月八日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、電子調達システム、郵送又は持参により提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- (二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札書の提出期間等

- (一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 令和四年九月十六日（金）午前九時から令和四年九月二十七日（火）午後五時まで

- (二) 郵送又は持参により入札書を提出する場合

イ 提出期間

- (イ) 郵送の場合 令和四年九月十六日（金）午前九時から令和四年九月二十七日（火）午後五時まで

- (ロ) 持参の場合 令和四年九月十六日（金）午前九時から令和四年九月二十七日（火）午後五時まで 又は、令和四年九月二十八日（水）午前八時三十分から午前九時まで

- ハ 提出場所 1に同じ
- ハ 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

4 開札の日時及び場所

令和四年九月二十八日（水）午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎八階 事業管理課

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

- 1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約、業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成四年法律第五十一号）によるものとする。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十九条及び百十四条の規定による。

- 3 入札の無効 入札に参加する資格のない者及び入札資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」の第九条に該当する入札は、無効とする。  
なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札時点において二に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

- 4 入札金額 入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に当該金額の百分に十に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「入札価格」という。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額）の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法

- (一) 落札者は、財務規則第百条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

- (二) 落札となるべき同価格の入札者が二人以上あるときは、電子調達システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
- 7 契約書の作成の要否 要

- 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった場合の取扱いについては契約書（案）に示すとおりとする。

- 10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Leasing, installation, and maintenance of Prefectural Construction Expenditure Estimation System (Iset)
- 2 Contract Period : From day of contract settlement to March 31, 2028
- 3 Leasing Period : April 1, 2023 to March 31, 2028
- 4 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, and other locations
- 5 Deadline and Place for Bid Submission : By mail : September 16, 2022 (Fri.), 9 : 00 a.m. to September 27, 2022 (Tue.), 5 : 00 p.m. In person : September 16, 2022 (Fri.), 9 : 00 a.m. to September 27, 2022 (Tue.), 5 : 00 p.m. OR, September 28, 2022 (Wed.), 8 : 30 a.m. to 9 : 00 a.m. Public Works Management Division, Public Works Department, Miyagi Prefectural Government Building, 8<sup>th</sup> floor, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture
- 6 Time and Place for Bid Selection : September 28, 2022 (Wed.), 10 : 00 a.m. Public Works Management Division, Public Works Department, Miyagi Prefectural Government Building, 8<sup>th</sup> floor, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture
- 7 Contact Information : Shu Katsuurra, Construction Management Section, Public Works Management Division, Public Works Department, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3186

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
令和四年八月十九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

多賀城市八幡字庚田四十二番三、四十三番一、四十四番、四十五番、四十六番、四十七番、四十八番一、四十三番一の地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区大町一丁目四番一号  
株式会社アイシヨウ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年八月十九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
東松島市赤井字鷺塚十三番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市赤井字関の内四号二十三番地  
株式会社憩いのお家ケアサービス

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
令和四年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 液体クロマトグラフタンデム四重極型質量分析計 一式
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 令和五年三月二十四日（金）
- 4 納入場所 宮城県食肉衛生検査所（宮城県登米市米山町字桜岡今泉三百十四）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第三号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和四年九月一日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県出納局契約課物品班（担当 内田 香穂 電話〇二二一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年九月一日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年九月一日（木）午前九時から令和四年九月九日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年九月九日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合  
入札期間 令和四年九月十四日（水）午前九時から令和四年九月二十七日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合  
イ 日時 令和四年九月二十七日（火）午後五時

口 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和四年九月二十八日（水）午前十時 宮城県行政庁舎十八階一八〇三会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Liquid chromatography tandem quadrupole mass spectrometer (1 set)

2 Deadline for Delivery : March 24, 2023 (Fri.)

3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Meat Sanitation Inspection Station

4 Deadline for Bid Submission : September 27, 2022 (Tue), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Kaho Uchida, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和四年八月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

政党的支部

国会議員関係政治団体以外の政党的支部

政治団体 代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地 届出年月日

の名称 の氏名の氏名 村等の区域を単位として設けられる支部

自由民主党宮城支部 野口 春幸 浅野 裕志 仙台市青葉区二日町二一六 〇 令和四年七月十三日

○宮選管告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和四年八月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) 政党的支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鳴瀬支部	高橋 宗也	主たる事務所の所在地	東松島市野蒜ケ丘二二七一二	東松島市小野字裏丁二四一二	令和四年七月一日
		会計責任者の氏名	大橋 博之	滝 健一	

自由民主党宮城県自後藤 誠 代表者 後藤 誠 石山 稔 令和四年

動車整備支部 の氏名 六月二十一日

自由民主党宮城県宅 早坂 一夫 の代表者 早坂 一夫 早坂 隆 令和四年  
建政治連盟支部 の氏名 五月二十七日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者 異動事項 新 旧 異動年月日

平間知一後援会 佐藤 順一 の代表者 佐藤 順一 鈴木 昭彦 令和四年  
六月十一日

宮城県自動車整備政 後藤 誠 の代表者 後藤 誠 石山 稔 令和四年  
治連盟 の氏名 六月二十一日

宮城県宅建政治連盟 早坂 一夫 の代表者 早坂 一夫 早坂 隆 令和四年  
五月二十七日

○宮選管告示第九十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号) 第十七条第一項の規定により、次のとおり政治  
団体が解散した旨届出があった。  
令和四年八月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

相沢孝弘後援会 紺野 教悦 令和四年六月二十五日

上野あきら後援会 上野 晃 令和三年十二月三十一日

○宮選管告示第九十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号) 第十二条第一項及び第十七条第一項の規定によ  
り、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、そ  
の要旨を次のとおり公表する。  
令和四年八月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

相沢孝弘後援会

報告年月日 4. 6. 28 (4. 6. 25解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

上野あきら後援会

報告年月日 4. 7. 22 (3. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第九十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号) 第十二条第一項及び第十七条第一項の規定によ  
り、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、そ  
の要旨を次のとおり公表する。  
令和四年八月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(その他の政治団体)

相沢孝弘後援会

報告年月日 4. 6. 28 (4. 6. 25解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0